

神奈川県司法書士会調停センター報酬・手数料規程

平成20.	2.	1	理事会決議
平成23.	1.	26	改正
平成25.	1.	9	改正
平成26.	3.	26	改正
令和6.	10.	18	改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、神奈川県司法書士会調停センター設置規則（以下「設置規則」という。）第22条及び第26条並びに神奈川県司法書士会調停センター手続実施規程（以下「実施規程」という。）第10条の規定に基づき、設置規則の施行に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この規定は、神奈川県司法書士会調停センター（以下「本センター」という。）が行う調停手続の実施に関し、利用者が支払う費用等を定めることにより、本センターの適正な業務運営に資することを目的とする。

(用 語)

第3条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、設置規則、実施規程、神奈川県司法書士会調停センター運営規程及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

(費用の種類等)

第4条 利用者が本センターに納付する費用は、設置規則第22条第1号及び第2号に定める費用とする。

2 本センターは、前項に定める費用のほか、この規程に定めるところに従い、利用者又は利用者であった者から次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 実施規程第37条に規定する閲覧及び謄写の費用
- (2) 実施規程第38条に規定する証明書発行の費用
- (3) 実施規程第29条の2第3項に規定する書面の交付の費用

3 本センターは、前2項に定める費用を領収したときは、費用を納付した者に対し、領収書を発行しなければならない。

(申込手数料)

第5条 申込手数料（設置規則第22条第1号に規定する申立事務手数料をいう。以下同じ。）は、申込書に記載する紛争の価格が30万円以下の事件について5,000円

225 調停センター報酬規程

(消費税別)、30万円を超える事件について20,000円(消費税別)とする。

- 2 申込手数料は、申込人が申込書を提出するときまでに本会の事務局への持参又は本会指定の口座に振込む方法により納付しなければならない。
- 3 実施規程第18条第5項の規定及び第1回の調停期日が開催されるまでに実施規程第30条第4項の規定により調停手続が終了したときは、申込書に記載する紛争の価格が30万円を超える事件について納付された申込手数料の半額を申込人に返還する。

(期日報酬)

第6条 期日報酬(設置規則第22条第2号に規定する手続実施者報酬をいう。以下同じ。)は、期日を1回開催するごとに申込書に記載する紛争の価格が30万円以下の事件について5,000円(消費税別)、30万円を超える事件について10,000円(消費税別)とする。

- 2 第1回の期日に係る期日報酬は、申込人の負担とし、前条第1項に規定する申込手数料と同時に納付しなければならない。
- 3 第2回以降の期日に係る期日報酬は、利用者間に特段の合意がない限り利用者の均等負担とし、当該期日を開催する前までに本会の事務局又は手続実施者に納付しなければならない。
- 4 第2項の期日報酬は、実施規程第18条第5項の規定のより調停手続が終了したとき又は第1回の期日に利用者の一方若しくは双方が欠席したことにより期日が開催されなかったときは、申込人に返還する。
- 5 手続実施者が期日報酬の納付を受けたときは、当該費用及び領収書の写しを会計に提出しなければならない。

(特定和解申込手数料)

第6条の2 本センターは、特定和解を希望する利用者から、第5条の申込手数料に加え、設置規則第22条第1号の申立事務手数料として、特定和解申込手数料を徴収する。

- 2 前項の特定和解申込手数料は、5,000円(消費税別)とする。
- 3 特定和解を希望する利用者は、和解が成立する時までに、特定和解申込手数料を本会の事務局への持参又は本会指定の口座に振込む方法により納付しなければならない。
- 4 第1項の特定和解申込手数料は、調停期日において和解が成立しなかったとき、又は成立した和解が特定和解ではなかったときは、納付した利用者に返還する。

(閲覧等の費用)

第7条 実施規程第37条第2項の規定に基づき、閲覧及び謄写の請求をする者は、当該請求をするときに、次の各号に定める費用を本会の事務局に納付しなければならない。

- (1) 閲覧の請求をするとき 1回について500円(消費税別)

(2) 謄写の請求をするとき 記録1枚について20円(消費税別)

- 2 実施規程第29条の2第3項の規定に基づき、書面の交付を請求する者は、当該請求をするときに、1通につき5,000円(消費税別)の費用を本会の事務局に納付しなければならない。

(証明書発行の費用)

- 第8条 実施規程第38条第1項に基づき、証明書の発行を請求する者は、証明書1通について500円(消費税別)を、当該請求をするときに本会の事務局に納付しなければならない。

(費用の減額等の特例)

- 第9条 センター長は、利用者が、民事法律扶助の適用を受けられる条件を満たす者であるなど、第5条及び第6条に定める費用の全部又は一部を納付することが困難であると認められるときであって当該利用者から申し出があるときは、運営委員会の意見を聴いて、当該利用者が納付すべき費用の減額又は免除の決定をすることができる。
- 2 利用者が前項に規定する申し出をするときは、費用を納付することが困難であることを疎明する資料をセンター長に提出しなければならない。
- 3 センター長は、第1項の規定により費用の減額又は免除の決定を受けた利用者が、通常の費用を納付する資力を有することが判明したときは、当該利用者の意見を聴いて、差額の納付を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、実施規程の施行の日(平成23年1月26日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

225 調停センター報酬規程

附 則

(施行期日)

この規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第12条の変更の認証を受けた日（令和6年10月18日）から施行する。